

事業開始承認申請制度に係る説明事項確認書

下記について十分な説明を受け、内容を理解したことをご確認いただき、□にチェック(☑)を入れ、必要事項を記載してください。

- 事業開始承認申請制度は、事業実施に必要な期間が1年以上（補助対象設備にかかる契約～工事完了又は代金支払のどちらか遅い方までの期間が1年以上ある場合を指します。）で、2年度に渡っての事業実施を行おうとする場合に、補助対象事業に着手する前に、市に申請していただき、京都府と市が審査のうえ事業開始承認を行うものです。

＜当該制度の活用の可否＞

	FIT (FIP) 制度	FIT (FIP) 制度以外
太陽光と蓄電池の同時設置	活用不可	活用可
太陽光と蓄電池と高効率給湯機器の同時設置	活用可	活用可
太陽光と蓄電池とコージェネレーションシステムの同時設置	活用可	活用可

- 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置に併せて、住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムを設置する場合、当該設備も補助対象となります。原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事中に行われた別契約であるものが同時設置に該当します。
- 事業開始承認申請制度の活用を希望される場合は、市環境課の窓口へ下記の書類を提出してください。
- 【提出書類】
- カーボンニュートラル補助金事業開始承認申請書
 - 補助対象事業の概要を確認できる書類（見積書の写し、工程表等）
 - ＜確認事項＞・設置場所
 - ・補助対象事業の実施予定期間
 - ・設置する補助対象設備（交付要件を満たす設備であるか）
 - ・補助対象事業予定額（各設備の予定額及び総額）
 - 本説明事項確認書
- 交付要件の詳細については、手引き、チェックリストをご確認ください。
- 事業開始承認申請制度については、手引きをご確認ください。ご不明な点等がございましたら、市環境課にお問い合わせください。
- 京都府と市が申請書類をもとに内容を審査し、補助対象事業の開始の承認の適否を決定し、申請者に対し、下記のとおり通知します。
- なお、審査には3週間程度を要する見込ですが、お急ぎの場合等とはご相談ください。
- ・補助対象事業の開始を承認したときは、「城陽市カーボンニュートラル補助金事業開始承認通知書」により通知します。
 - ・補助対象事業の開始を承認しないときは、「城陽市カーボンニュートラル補助金事業開始不承認通知書」により通知します。
- 事業着手（契約又は工事開始のいずれか早い方）は事業開始承認後に行ってください。事業開始承認前に契約した場合は、補助対象外となります。

- ☐ 契約後、補助対象設備にかかる設置工事については、市からの事業開始承認を受けた当該年度、翌年度に関わらず（次のチェック項目に記載の期間を除く。）、実施していただけます。
ただし、事業開始承認を受けた年度中に補助対象設備に係るすべての工事が完了する場合は、事業開始承認は適用されず、補助対象外となります。
- ☐ 当該補助事業は、国の交付金を活用して実施していることから、事業開始承認を受けた年度の翌年度（＝補助金の交付年度）の4月1日～市長が別に定める日（国の交付金交付決定があるまでの期間）については、補助対象設備に係る設置工事が認められません。
上記の工事不可の期間内に設置工事が行われたことを市が確認した場合は、補助対象外となります。（工事不可の期間はわかり次第、お知らせします。）
なお、工事不可の期間は、事業実施に必要な期間（補助対象設備にかかる契約～工事完了又は代金支払のどちらか遅い方までの期間）に含みます。
- ☐ 京都府からの交付（変更）決定の範囲内かつ市の予算の範囲内で、申請者に対し交付決定を行います。事業開始承認により、必ずしも翌年度の補助金の交付が確約されるものではありません。
- ☐ FIT（FIP）制度の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置に併せて、住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムを設置する場合、FIT（FIP）制度の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置事業は、事業開始承認申請制度の対象外となることから、すべての補助対象事業が完了し、交付申請を行う時点で、受付が終了している場合は、申請していただくことができません。受付は事業開始承認申請制度の活用の有無に関わらず、先着順で行い、予算の上限に達し次第、受付終了となりますのでご注意ください。
なお、交付申請の時点で、FIT（FIP）制度の住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置事業の受付が終了し、住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの設置事業のみ申請が可能な場合は、各システムの同時設置の状況を確認させていただいたうえで、住宅用高効率給湯機器又は住宅用コージェネレーションシステムの設置分につきまして、申請書類を提出していただくことで、交付申請が可能です。
- ☐ 事業開始承認を受けた内容に変更が生じる場合は、市環境課の窓口へ下記の書類を提出してください。
事業開始承認の事業実施内容が、交付申請時の事業実施内容と異なる場合、補助対象外となる可能性がありますので、ご注意ください。
【提出書類】
○カーボンニュートラル補助金事業開始変更承認申請書
○変更内容を確認できる書類（見積書の写し、工程表等）
- ☐ 事業開始承認を受けた申請者は、翌年度に補助対象事業が完了次第、速やかに交付の申請を行ってください。
- ☐ 代理の方が説明を受けた場合は、申請予定者にこの確認書の内容を説明してください。

私は、上記の各事項について確認いたしました。

年 月 日

申請予定者（自筆）

※申請予定者以外の場合

代理人氏名

（申請者との関係）

会社名

担当者

（両面印刷）